

令和8年度 仙台市いじめ問題対策連絡協議会議事録

1 日 時 令和8年8月20日(木)10:00～12:00

2 場 所 オンワード樫山仙台ビル10階ホール

3 委 員 委員数13名(出席委員13名)

出席委員 佐藤朋博委員、堀籠 仁委員、箕浦貴則委員、早川典子委員、
小園 彰委員、石川昌征委員、及川綾香委員、千葉文枝委員、
高橋 香委員、西城光洋委員、阪元容昌委員、大久 忠委員、
水野直子委員

4 議 事

- (1) 仙台市におけるいじめの状況について
- (2) 令和8年度の仙台市におけるいじめ防止等対策事業について
- (3) こどもをいじめから守るための取組、関係機関との連携のあり方について

○会議の概要

1 開会

2 こども若者局長挨拶

3 委員紹介

4 会長・副会長の選任

委員による互選の結果、会長に箕浦貴則委員、副会長に早川典子委員が選出された。

5 報告・協議

- (1) 仙台市におけるいじめの状況について

資料1に基づき、児童生徒安心課長が説明

(質疑応答)

佐藤委員:令和6年度は、小学1年生の認知件数が前年度から減少しているようではありますが、これは我々だけではなく、人権擁護委員も注視しておりまして、なぜこんなに減ったのか、何か理由があるのかというのを気にしていたので、教えていただければありがたいです。あとは、高校・特別支援学校の解消率が66.7%と低い理由について、お分かりでしたら教えていただきたいです。

児童生徒安心課長:まず、認知件数の減少につきましては、仙台市で、全てのこどもたちへのアンケートを年に1回行っているんですけれども、紙ベースだったものを、グーグルフォームで回答する形に変更しました。それに伴い、紙で回答する際には、例えばいじめの定義ですとか、こういったことがいじめに該当するみたいな説明を丁寧に書いていたのですが、そちらの説明項目がなくなってしまったことが影響しているのではないかと思います。今後の推移を見ていきたいと考えています。一方、解消率について、文部科学省の定義では、3ヶ月の経過を要するものでございまして、例えば、1月以降の発見ですと、当該年度はいじめの解消

とはならないということになります。また、高校と特別支援学校における認知件数はそもそも少ないのですが、一つの考え方としては、いじめを認知した時期によって解消率に差が出てくるところがあると考えております。

(2) 仙台市におけるいじめ防止等に関する取組について

資料2-1、資料2-2に基づき、いじめ対策推進課長が説明

(質疑応答)

石川委員: 資料2-1の11番「学校支援チームの設置」についてご質問させていただきます。この事業は未然防止に努めるものなのか、それともいじめの事案が発生した時に学校から要請があれば、速やかにその対応策について助言をしたり、支援をしたりすることができるのかというところをお尋ねしたいです。

児童生徒安心課長: 学校支援チームは、いじめ事案の深刻化を防ぐことが大きな目的となっております。ですから、未然防止というよりは、学校からいじめの一報が教育委員会に入って、これを受けて教育委員会の方で学校と相談しながら、速やかに対応を行った方がいいだろうという事案があれば、その際に学校を訪問する制度となっております。

小園委員: 石川委員の質問に関連して、例えば、いじめの重大化を防ぐため、学校から相談があった場合に、スクールロイヤーなどの制度もあるかと思いますが、先ほどの学校支援チームというのは、どのような方がどのような形で行かれているのかという点を確認したいと思います。

もう1点は、12番の「仙台市いじめ・学校生活 SNS 相談・24 時間いじめ相談専用電話」について、他の事業と比べてもだいたい予算をかけているかと思います。仙台弁護士会でも、実施日を限定して LINE 相談を行っています。LINE 相談というのは、ニュアンスが難しかったり、顔が見えなかったりというところで、なかなか難しいと思っています。実際、教育委員会では、どのような形で運営しているのか、あとは、24 時間対応可能というのも、現実的にどのような形で運営しているのかを教えてくださいたいです。

児童生徒安心課長: まず、学校支援チームにつきましては、基本的に学校管理職 OB の方が中心となっております。校長を経験した者を教育局に配置しており、その管理職 OB と教育局の指導主事等が学校を訪問する形が基本です。そこに教育局には県警派遣の職員が勤務しておりますので、その職員の方、あとは、教育局に配置しているスクールカウンセラーなど、こういった方たちが中心となって学校を訪問します。スクールロイヤーにつきましては、今年度から週1回、教育局に勤務いただく形をとっております。スクールロイヤーはもともと学校の法律相談に対応していただいておりますが、この学校支援チームのケースにつきましても、弁護士が必要な時には同行をしたり、随時助言をいただいたりするような形で力を借りている状況でございます。

2 点目、SNS 相談や 24 時間いじめ相談専用電話については、外部委託しており、時間外にはそちらの方につながる形となっております。

小園委員: 先ほどの学校支援チームの関連で、管理職 OB ですか、スクールカウンセラーですか、スクールロイヤーのうち、どの方が学校を訪問するかという割り振りは、教育委員会の方でされるということなんですね。その割り振りが結構重要だと思っていて、スクールロイヤーも含めて、情報共有していただけるとありがたいと思っていますので、ご検討のほどよろしくお願いします。

(3)こどもをいじめから守るための取組、関係機関との連携のあり方について

阪元委員：教育委員会が現在行っている取組として3点ご説明いたします。

1点目が、児童・生徒・家庭・地域等への啓発です。(1)いじめ防止「きずな」キャンペーンについては、全市立小中学校の児童会や生徒会等において行動目標を立て、その活動の振り返りを行うなど、各校においていじめ防止の意識の高揚を図っております。また、これらの自主的な取組の実践に関する広報として、教育委員会のホームページのみならず、各区中央市民センターや地下鉄仙台駅構内にも掲示し、より多くの市民の皆様の目に触れるよう取り組んでおります。(2)いじめ防止「学校・家庭・地域連携シート」については、毎年4月に学校を通じて、在籍児童生徒の全家庭や地域に配布しております。いじめの定義やいじめのサインを見逃さないためのチェックポイント、いじめ予防や受け止め方等、啓発資料として活用を図っています。(3)他者理解や思いやりの心を育む教育活動の推進につきましては、各学校において、「命と絆プログラム」等の命を大切にする実践を行い、保護者や地域の方へ授業参観等で積極的に公開を行うなど、広く取組への理解を深める機会としております。

2点目が、教職員の研修についてです。(1)「いじめ・不登校対策推進協力校」による実践研究と成果の発信ですが、今年度は4校を協力校として、地域や児童生徒の状況に応じた実践研究を行い、実践報告会で具体例や成果等を市内学校に発信し、各校の取組の改善を図っております。(2)いじめ対策担当教諭等を中核とした研修、OJTの推進については、各校において、年度はじめに校内の組織体制の確立や職員の役割の共通認識等の総点検を行うとともに、各校でのいじめ対策の核となるいじめ対策担当教諭等の研修では、事例対応やグループワーク等を通して、各学校のOJTに活かせる研修を行っております。

3点目、その他の取組として、市いじめ・学校生活 SNS 相談等の相談機会の確保、学校・保護者・地域の方々が、学校運営協議会等において、いじめの未然防止や解決に向けた取組と意見交換の場づくりを行ったり、教育委員会指導主事が全市立学校を訪問して指導助言を行ったり、専門職の活用がございます。また、本年度より、いじめ事案の深刻化を防ぐため、経験豊かな管理職 OB を中心として、心理士などの専門家で構成する学校支援チームを設置し、学校への派遣・助言を行っております。

最後に関係機関との連携について、スクールソーシャルワーカー等による相談や関係機関等との調整、S-KET との連携による事案解決を行っております。また、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、警察と連携の上、対応を行っているところでございます。

千葉委員：七北田小学校の重点的な取組について3点ご説明いたします。

1点目は、本校独自のアンケートと対話を重ねた早期発見体制についてです。仙台市共通のいじめアンケートや学校適応感尺度アセスに加え、本校独自の学校生活アンケートを年に3回実施しております。また、7月からは、高学年の方で「まなびポケット」というアプリの中の心の健康観察機能を活用し、日々のこどもたちの実態を捉えています。夏休み明けからは、この心の健康観察を下の学年にも広げていく予定です。これらの取組から、日々の児童の小さな変化をすくい上げ、随時、教育相談や年2回の二者面談などを通じ、担任が早期に個別フォローできる体制を整えております。

2点目は、日々の言葉遣いの指導と児童が主体となる児童会活動の取組です。いじめの内容で一番多いのは冷やかしかからかいなので、学校生活の中で言語環境を整えることが一番大切だと考えております。私の方から、4月中に全学級で必ずふわふわ言葉・ちくちく言葉、言い換え言葉に関する授業を行って、それらを掲示するように指示を出しました。可視化して、こどもたちに意識付けを行っております。また、児童会活動では、異学年交流などを通じて、温かい人間関係づくりを図っております。さらに、5月、11月の市のいじ

め防止「きずな」キャンペーンに加え、今年度からは新たな取組として、2月にいじめ反対の意思を表す「ピンクシャツデー」を見童会の方で実施する予定で、今、準備を進めております。

3点目が、教職員間、そして保護者との情報共有と専門機関との連携強化です。先ほどお話しした学校生活アンケートですが、結果を AI で分析してもらい、学年ごとの傾向や対策を職員間で共有しております。また、児童支援教諭が発行しているお便りを通してアンケート結果も保護者の方に公開しております。お便りは月に1、2枚ほど発行し、いじめに対する学校の考え方や対応について、保護者の方にも定期的にお伝えし、家庭と学校が一体となったいじめ防止に努めております。

専門機関との連携としては、6年生を対象としたスクールロイヤーによる出前授業や、教職員を対象としたいじめに対しての研修会を予定しております。さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーのケース会議への参加、教職員への OJT など専門的なアドバイスをいただける連携体制を整えております。

最後に、資料にはないのですが、校長として取り組んでいることを説明させていただきます。こどもたちは、いじめが法律で禁止されていることがわからないので、いじめ防止対策推進法第4条の「児童等は、いじめを行ってはならない」と大きく書いた紙を始業式でこどもたちに提示をして、今はそれを昇降口に貼ってあります。そして私はそれを縮小したものをジャンパーとかに貼り付けて、日々教室を巡視したり、運動会や授業参観の時もこれを着たりして、校長自らこういうのを一生懸命やっているというのを親にもアピールしております。それから毎日掃除をこどもたちと一緒にやっております。掃除中のやり取りでは危ない場面があるので、そういうのはいじめになるよとか、嫌がってる時にやめなさいということを直接私が指導して歩いております。以上のような組織的な取組を行い、保護者と連携しながら、こどもたちが安心して過ごせる学校をつくるよう努めております。

高橋委員：吉成中学校の取組についてご説明いたします。

1番の各種調査につきましては、本校では学校生活アンケートということで、挨拶はできているかとか、そういうところを含めた、人との関わりですとか、いじめにあったか、そういうことを見たのかということを含めたアンケートを、早期発見・早期対応を狙いまして、月に1回行っております。それと、学校適応感尺度アセス、仙台市いじめアンケートということで、市教委での取組を受けて行っております。

2番の教育相談等につきましては、保護者との面談を学年はじめに行っており、三者面談は年に2回設定はしていますが、随時、学校生活アンケートをもとにして行う場合もございます。それと、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、さわやか相談員等による相談ということで、できる限り相談をしやすい環境、顔なじみになるように、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、さわやか相談員も教育活動中に学校内を歩いて、こどもたちと会話を交わしていただくようお願いしております。

3番目の教職員研修ですけれども、週1回、生徒指導部会を行っておりまして、生徒の様子や情報をキャッチしていくことと進捗状況の確認を実施しております。いじめ対策検討委員会は、定期で4月、10月、3月と行っておりますけれども、事案が発生した場合にも随時開催しています。それと、生徒指導全体会は、4月、8月、1月ということで、中学校では、生徒の成長が著しいものですから、現時点での進捗状況などの確認を確実に行っています。また、職員会議においては、生徒指導体制の確認をこまめに行っています。様々な担当職員が研修に出向いて、そちらの伝達講習も行っています。

4番目の生徒会活動、学級活動等について、いじめ防止活動ということで、年6回、いじめ防止に向けた話し合い活動を実施し、最初に「いじめ防止宣言」を行ってから、学級活動を行っております。それと、いじめ防止「きずな」キャンペーンの取組では、令和6年度より本校では缶バッジを制作し、学校の名札に付けてお

ります。今年度は小学校の児童会と連携して、さらに広げていきたいと思っております。また、いじめ防止「きずな」アクションの取組では、給食の時間を縦割りにして交流ということで、1学年が1クラス、2学年が2クラス、3学年が1クラスの、非常に規模の小さい学校なんですけれども、様々なこどもたちの交流から、いじめ防止に何か成果があればということで、いじめ対策専任教諭の方で考えて取り組んでいます。それと、特別の教科道徳につきましても、年間指導計画に基づいて、学年単独の時もありますし、学校で一斉に行うこともあるんですけれども、命の大切さの視点から取り組んでいます。

関係機関との連携につきまして、先ほど申し上げた缶バッジ制作におきましては、中央市民センター、市民センター、近隣の福祉施設の方々と連携して実施いたします。今年度は小学校、できれば高等学校の方にも広げていきたいと考えております。令和7年度より、市民センターまつりにおいて地域の来場者にバッジを配布しており、今年度も行いたいと思っております。警察署との連携としては、近年、本校では夏休み前に SNS の利用講習会を行っています。また、学校運営協議会におけるいじめ防止に関する学校の取組の紹介ですとか、意見交換などを行っています。

西城委員：仙台高校の取組でございます。市立高校、特別支援学校を含めて6校しかございませんので、年3回、校長会が行われる時に、各校の課題などについて情報交換しながら、他の学校で今起きていることなど、共有させていただいているところでございます。高校では、担任がいますし、それから各クラスに副担任がいますし、部活動の顧問もいますし、本校では養護教諭を2名配置させていただいていることもあって、いじめに限らず、生徒たちは何か困りごと、相談事等があれば、自分が相談しやすい人に話しかけるということが、小中学校に比べて比較的しやすいのかなと感じています。仙台市教委が行っている11月のアンケートの他に、年4回、定期テストの時に学校独自のアンケート調査を実施しています。これはすごくよくできてるなと思うところがあって、困りごとがあるか、いじめにあっているか、いじめを見たり聞いたりしているかというところに、丸をつけるだけです。だから、隣に仮にいじめっ子がいたとしても、何書いてんだとか、そういったことを思われずに記入できます。それを見て、もし丸がついていれば担任が動き出すという流れのアンケートです。高校生になりますと、小中学校での指導も非常に行き届いていることもあって、ほぼ片手で間に合うぐらいの子しか丸をつけてこないという現状があります。ただ、その子たちも担任が詳しく話を聞いてみると、アンケート記入を早く終わらせたくて間違えて記入しましたというものが非常に多い状況になっています。

関係機関との連携につきましては、高校1年生がスマートフォンのデビュー時期なので、仙台北警察署のご協力をいただきながら SNS についての講話を実施しています。2年生と3年生では、坂病院ですとか、様々な機関と連携しながら、講話という形で周知を行っているところでございます。

石川委員：仙台市 PTA 連絡協議会では、いじめ防止やこどもの命を守る取組として継続的に行っていることがあります。こどもの命を守るメッセージのポスター・チラシを作成したり、標語コンクール「大切なあなたへ」では、親が我が子へ送るメッセージを取り上げたりしています。大切に思う気持ちを我が子に伝えることで、日頃から大切に思われているという認識を持ってもらうことを狙いとしています。また、自らの存在価値を認め、自己を大切にするとともに、他者を思いやる心にスポットを当てる事業としては、篤行善行児童生徒表彰も毎年行っております。

関係機関との連携については、コロナ禍以降、PTA 活動に対する保護者の意識も変化してきております。今一度、家庭・学校・地域の連携の大切さを見直して、様々な事例に大人が対応できるよう、学ぶ機会を多く設定しているところです。会長研修会を含め、各区の PTA で学ぶ機会を設定するなど対応しているところ

です。これからも、こどもたちの居場所を創出できるように、PTA 活動の中においても、親の方の研修の場を設けて取り組んでいきたいと思っております。

及川委員: 私からは単位 PTA での取組についてご紹介したいと思います。

他校でも行っているかと思いますが、メディアコントロールデーについてです。小学校が所属する中学校校区において、4のつく日はメディアから離れるという取組を行っております。こども自身が食事の間だけメディアの我慢や、一日中メディアを我慢するなど、どの程度離れるかの目標に向けて取り組みます。4のつく日は、校庭や公園で遊ぶこどもたちの姿も多く見られ、直接コミュニケーションをとる大切な機会となっております。顔を合わせて直接会話することで、ゲームや SNS 等で使ってしまうがちな心無い言葉がいけないことだということを再認識してもらうためにも、貴重な機会となっていると思います。顔を合わせてのコミュニケーションの大切さを今後も伝えるようにしていきたいと思っております。

次に、適材適所で活躍の場を提供することです。PTA 行事等で、大人もこどもも適材適所でお手伝いいただき、お互いのいいところを認め合える環境を提供できるようにしています。次に、大人が先生やお友達の悪口をこどもたちの前で言わないように、保護者会などで呼びかけております。大人同士でも受け取り方によってはいじめに該当してしまうのではないかとというやりとりが見られることもあります。引き続き、こどもたちのお手本となっていけるよう、保護者の意識も高めてまいりたいと思っております。

関係機関との連携についてです。学校で細やかなアンケート等を行っていただいておりますが、こどもたち割と些細なことでも記入してしまうことがあります。こどもたちは保護者が求める回答をしてしまいがちなので、こどもの気持ちに寄り添いつつも、冷静な対応を心がけるよう、保護者会などで呼びかけを行っております。私自身、いじめで不登校を経験したのもありまして、現在の学校の細やかな対応にはとても感謝しております。

佐藤委員: 私は法務局の第二課で、調査救済事務を行っております。いじめの事案ですと、行為をした人が未成年になると思うので、我々がその人に注意したり、調査を行ったりすることはありません。いじめ防止対策推進法に依拠して、学校が安全配慮義務を講じる必要があるかと思っておりますので、いじめの防止を図って、適切に学校が対応しているかどうかを調査して、対応していなければ、学校さんに「説示」というのですが、「ダメですよ、ちゃんとやってくださいね」と言ったり、「啓発」ということで、「こういったことを注意してやった方がいいんじゃないですか」と助言したりすることを役割としております。

第一課は啓発を行っています。今日お渡しした冊子やリーフレットを配布して人権侵害を防止していこうという取組でございます。そのほか、具体的には、中学生に人権作文を書いてもらって、相手の人権を考える機会を設けていただきたいということで、人権作文コンテストを行って、優秀作品は表彰を行っております。89ERS 賞、ベガルタ仙台賞のように、試合会場での啓発も行っています。それから、「人権の擁護」という冊子ですが、人権問題について我々が重点的に取り組んでいることが書いてあります。人権侵害の申告があったら、法令に依拠して調査をしています。第二課の職員は5人で、県内全部の調査を行っています。さらに、東北管内の指導も行っているので、地方局5県から相談があれば我々が回答しています。我々の手だけでは足りないので、人権擁護委員という方がいます。これは、市町村で適任の人を推薦いただいて、議会で承認してもらって、法務大臣が委嘱するもので、人権問題を考えてくださいねということをみんなに広める役割を持っています。日本特有の制度ではありますが、例えば、教職経験者、現職の弁護士、民間企業の役員の方、農業の方など、様々な方々が選ばれています。人権問題というのは、誰かの特定の人に起きるものでは

なくて、いろいろな考え方があってしかるべきというところから、多方面から助言いただけるようにしています。法務局の取組は資料に記載のとおりですが、電話相談窓口「こどもの人権 110 番」、E メール、LINE 相談、SOS ミニレターがあります。

堀籠委員：宮城県警でこれまで行っている取組については、いじめ事案を早期に把握するための少年相談活動ということで、県警本部の少年課にいじめ110番と少年相談電話を設置しております。また、各警察署におきましても、いじめ事案に対応しているところであります。昨年、警察が認知したいじめ事案の取扱件数は88件で前年に比べて21件増加している状況となっています。近年のいじめ事案の取扱件数は高止まりになっている状況が見られます。被害者の意向を踏まえた少年事件捜査について、犯罪行為として扱うべき事案につきましては、被害者の安全確保を最優先にして捜査機関として少年事件の捜査を行っています。また被害者が事件化を望まない場合は、必要に応じて加害者に対する指導を行うなど、いじめ事案の再発防止対策を講じております。

続きまして、関係機関との連携です。いじめ事案の対応につきましては、一方の当事者からの話だけでは事実関係が正確に把握できないため、学校との情報共有を図ることとしています。また、学校の要請に応じて、宮城県警察でスクールサポーターを一定期間派遣して、いじめなどの問題行動を鎮静化するための見守り活動などを行っております。次に、いじめ事案の再発防止に向けた学校・関係機関との連携ということで、事件化を図りたいじめ事案につきましては、検察庁へ送致を行っています。その後、警察は必要に応じて加害者に対する継続補導を行ったり、被害者に対しても継続的な支援をしたりしております。また、いじめ防止に特化した非行防止教室などの取組をしております。最後になりますけれども、いじめ事案の対応に当たっては、被害少年が安心して登校できる環境を整え、再発防止を図ることが必要だと思っております。関係機関による連携対応のさらなる活動強化をお願いして、私からの説明とさせていただきます。

早川副会長：宮城県公認心理師・臨床心理士協会のこれまでの取組についてです。会全体の活動としていじめ問題に焦点を当てた取組ではございませんが、個々の会員がスクールカウンセラーや相談員、心理職として相談活動に従事しており、いろいろな現場でのいじめや派生する問題に取り組んでおります。

次に、関係機関との連携についてです。会のメンバーには県内の自治体におけるいじめ調査委員を務めている者も多数おります。調査業務の負担も大きいため、会員相互の支援が必要ですが、守秘義務もあり、調査のノウハウを共有しづらいという課題がございます。同じく調査委員を担当されることの多い弁護士会や社会福祉士会、精神保健福祉協会等の皆様と合同でいじめ調査に関する勉強会及び研修会などが開催できると良いのではないかと考えております。

小園委員：仙台弁護士会で現在行っている取組に関して、一つ目として、いじめに関する出前授業を行っております。児童生徒向け、教員向け、一部保護者向けなども行っております。具体的な話として、生徒向けに関しては、実際にあったいじめの重大な事案の話をして、いじめをするとこういうことになり得るという話をしていきます。いじめの四層構造について、ドラえもんの例を出して、いじめているジャイアンと、いじめられているのび太君、ジャイアンを煽っているスネ夫と、傍観者で見てるだけのしずかちゃんの立場がいて、しずかちゃんの立場がいじめを重大化しないためには重要で、そのしずかちゃんの立場でできることがあるのではないかとこの話を伝えています。ジャイアンのいないところで声がけをしたりとか、いろいろな方に相談をしたりという形ができていれば、重大化を防ぐことができるのではないかとこの話をしております。あとは、教員向け

の研修なども担当していて、いじめ重大事態を想定しての対応マニュアルと言いますか、その際の注意点などの話をさせていただいております。学校としても、スクールロイヤーや教育委員会にもどんどん相談しながら対応していきましょうということで、いじめに対しての授業や研修を行っています。もしよろしければ学校の皆さんには、実施を検討いただければと思っています。関係機関との連携については、仙台市のスクールロイヤー、宮城県のスクールロイヤー、S-KET への協力ですとか、いじめに関する出前授業について、講師の派遣、調整などを行っています。

大久委員：児童相談所から、現在の取組と関係機関との連携についてご説明します。児童相談所には日々様々な相談が昼夜を問わず入ってきます。その中には、いじめに関するものも含まれ、それが学校への行き渋りであったり、そういったものの背景の一つになったり、心身の不調につながっていたりというような相談を受けております。相談種別としては、虐待に関する相談の割合は高いですが、その他にも、こどもへの関わり方だったり、本人からの悩み事の相談だったりも含めて、児童福祉司や児童心理司などの専門スタッフであったり、それに加え、教育委員会から教職員が6名配置されており、これらスタッフが所内で連携させていただいて、こどもに関する相談を受け止めながら、親御さんへの助言を含め、支援を行っています。

次に、関係機関との連携について、4つ記載しておりますが、そのうち学校等所属機関との連携について補足させていただきます。こどもの1日の生活全体を見てみますと、大部分が家庭生活、あとは所属と言いますか学校、その後の児童館や放課後等デイサービス、塾に通っているお子さんもいるかと思えます。日々直接接している学校などの所属の先生だったりとか、普段の様子がなんかいつもと違うなとか、その変化だったり異変に気づくところは、所属の強みだと常々感じています。先ほど事務局から資料1でご報告もありましたとおり、相談先としては、先生や学校のスクールカウンセラーの認知の割合が高いということで、やはり普段と違う違和感、気づき、相談しやすい関係、環境づくりも積み重なってきて、そこからキャッチして、必要に応じて所要の機関につなぐということが対応していく上での連携の始まりと感じています。相談はいろいろ寄せられていますが、課題は一つではなく、親御さんの背景に、親御さんのご病気だったり、障害だったり、こども自身の特性だったりということ、貧困もあったりして、いじめも含め、こういった複合的なものが増えてきているなど感じています。そういったご家庭、所属、地域生活、暮らし全体の中で、こどもの成長を支えていく視点を持ちながら、こどもの家庭状況に応じて、それぞれの機関の得意分野、児相には児相の得意分野、強み、所属ごとにそれぞれあろうかと思えます。そういった強みを重ねていくところが、連携した支援の大切な部分と思っています。児童相談所も、その一員として、今後とも皆様と共に考えながら、対応していきたいと考えております。

水野委員：私の方からは、障害福祉部門の取組をご紹介します。いじめに限らない相談や研修ということになりますけれども、資料の一つ目、仙台いのち支える LINE 相談ということで、若年者、具体的には39歳以下を対象としたLINE相談を行っています。こちらでは様々なお困りごとの相談をいただいております。今年度から開設曜日と時間を拡大しました。これまでは特に自死につながりやすい相談が入りやすい日曜、月曜、休日とその翌日の夕方6時から9時としておりましたが、今年度から、毎日夕方5時から10時まで受付できるようになりました。現在、こちらに相談をいただく方の中で、小中学生とおぼしき方はだいたい1割ぐらいです。その主訴もまた様々ですけれども、学校に関するものは、全体で見ますと、だいたい半分ぐらいです。これもご本人から様々な話題の中に出てきたものをカウントしているものですが、そうした気持ちの吐き出しの役に立っているのかなと考えております。

資料の2番は研修事業になりますが、こちらは発達相談支援センターアーチルの方から、特に教職員の皆様を対象とした研修に講師として参加しているものでございます。教職員の方限定になりますが、例年、夏休み期間を活用した「アーチル夏の講座」と称して、オンデマンド配信でご自宅などでも確認いただける講座を開催しております。内容としては、発達障害に関するものがメインになりますが、いじめの対応の中でも、冷やかしからかいにつながりやすい発達障害、発達の特性のあるお子さん、そういった方への対応など、初歩的な部分から応用編までご紹介しているところでございます。資料の3番、4番については、すでに児童相談所からもご紹介いただいたので、ご説明は割愛させていただきますが、障害部門でも、関係の皆様方と連携しながら、様々な取組を行っていくことができるよう努めてまいりたいと思います。

箕浦会長：少し時間がございますので、もう少し具体的にお話を伺いたいなど、何かございますでしょうか。

石川委員：私は仕事で、民間教育機関の運営をしている関係で、地元の学校でいじめ案件の第三者委員をやっております。そこで見えてきたものをお話しさせていただきたいと思います。例えば、仙台市の事業を見ると、いじめの未然防止のところでの事業費はたくさん使われていて、重大な案件になってからの事業費はあまり使われていないように感じています。いじめ案件が発生した時に、先生方の対応などを委員としていろいろお聞きすると、もう少しマンパワーが加わったら、もっと改善していくと思っています。先ほど小園委員がおっしゃったように、先生方が抱えてしまわないような状況になれば、重大案件にならずに済んだのではないかとこのところも見えております。仙台市では、専任の教員であるいじめ対策担当教諭を配置することになっていますけども、具体的には、複数の加害者が出た時に、ある学校では聞き取り方が不十分で、聞きこぼしがあったところもありました。もう一つの学校では二人の先生が対応しているんですけども、相手が6人とか8人とかいって、聞き取りに時間を要してしまい、解決まで非常に時間がかかる。複数の先生がいるからといって、6組、8組と聞けるのかというと、聞き取りができる先生が不足していて、研修を受けた先生を中心に対応するということがありました。あとは、被害者が不登校傾向気味でなかなか事情が聞けない案件のときは、時間がどんどん流れていきます。この時に訪問するのは誰なのかということや、もし訪問せずに待っていたところがあると、先生方が抱える問題はどんどん複雑化していきます。ここに例えば、先生方の仕事の負担を減らすような事業費などが充てられたら、もっと学校の先生方は対応しやすくなるのではないかと思います。調査委員として関わると、先生方に問題がある場合もありますが、それはごくわずかです。先生方は本当に日々一生懸命対応されていて、ある意味、問題解決に向けて苦しんでいるところもあって、教育委員会の方から第三者委員会を立ち上げなさいというところで始まって、先生方のお話を聞くと、もっとできることがあったのではないかと感じます。なので、事業と事業費を並べていった時に、どこが手厚くて、どこが薄いのか、どこに事業費が充てられたら、いじめが発生しても、解決しやすくなるのかというところを、もっと教育委員会の皆さんには考えていただきたいと思っております。

阪元委員：貴重なご意見、ありがとうございました。いじめにつきましては、まずはそれを起こさないという未然防止が教育委員会としても一番大事というところで、予算的にもそこに多くかけられているのは確かでございます。学校で聞き取り等をする際に、マンパワーが不足するというようなことを感じたこともあります。ただ、小学校には児童支援教諭、中学校にはいじめ対策専任教諭をほぼすべての学校に配置できるようにしていて、人件費としては、かなりかかっているところでございます。あとは、学校において、どのようにその聞き取りをするのか、複数いる時には、どうやったら十分に子どもたちの思いに寄り添えるのか、事実を確認できる

のかといったところは、管理職のマネジメントも重要かと思います。そこは教育委員会における管理職への研修等において、教員一人に偏った対応にならないように、教育委員会としても、校長先生、いじめ対策担当教諭等を集めた研修において、お話をしているところです。今のご意見をしっかりと受け止めながら、今後、教育委員会としてもどういったことができるのか研究してまいりたいと思います。

佐藤委員：今、石川委員がおっしゃられたことは、まさにそうなのかなと思って聞いておりました。未然防止をいくら図っても、どうしてもいじめは起きてしまうものという認識は皆さん持ってらっしゃると思います。それから、昨今、権利意識の向上といいますか、自分の人権を主張される方が非常に多くて、調査の段階で親御さんが出てきて応じないですとか、様々な意見を言う方もいて、調査がなかなか大変なのではないかと思うところもあります。そういった趣旨から、石川委員は第三者委員会の立場として経験されたことを踏まえて、もう少し体制を手厚くした方がいいのではないかというご提案をなさったのかなと思います。私も調査をしていて、そのように感じる場合があります。教員の方々は本当に一生懸命やっという方々なんですけど、いろいろな保護者と対話していると、どうしても人手が足りない部分があるのかなと感じております。

箕浦会長：各機関から、日頃の取組や連携についてご紹介いただきました。本日だけでなく、必要に応じて日頃から連絡・連携をとって、顔の見える環境を作ることで、いじめ防止対策に役立っていければと思います。皆様には、それぞれの立場から幅広く忌憚のないご意見をいただきました。ありがとうございました。

6 閉会